

国民健康保険と後期高齢者医療制度に関するお知らせ

問合せ先 <国民健康保険に関すること>
<後期高齢者医療制度に関すること>

市民課国民健康保険グループ
市民課医療年金グループ
三重県後期高齢者医療広域連合

☎84-5006
☎84-5005
☎059-221-6883

マイナンバーカードの健康保険証(マイナ保険証)について

7月31日以降、従来の健康保険証は使えなくなります。
医療機関・薬局に行かれる際は、**マイナ保険証**か**資格確認書**をご利用ください。

後期高齢者医療制度に加入している人には、**マイナ保険証の有無に関わらず、申請不要で、令和8年7月末まで使える資格確認書(ピンク色)が交付されます。**

国民健康保険に加入している人は、以下のとおりです。



後期高齢者
医療資格確認書

| マイナ保険証をお持ちの人 (保険証として利用登録された人) | マイナ保険証をお持ちでない人 (利用登録をされていない人、 マイナンバーカードをお持ちでない人) |
|---|---|
| <p>医療機関を受診の際は、そのまま「マイナ保険証」をご利用ください。</p> <p>医療機関等で「マイナ保険証」を利用できない場合は、「マイナ保険証」とあわせて市から送付する「資格情報のお知らせ」をご利用ください。 <u>「資格情報のお知らせ」だけでは医療機関を受診できませんのでご注意ください。</u></p> | <p>マイナ保険証をお持ちでない人には、資格確認書が交付されます。</p> <p><u>利用登録をされていない人</u>は、医療機関等にある顔認証付きカードリーダーで利用登録ができます。 ※マイナポータル等でも登録できます。</p>  <p>国民健康保険資格確認書</p> |

※障がいがある人などマイナ保険証での受診が困難な人には、申請により資格確認書が交付されます。

＼こんなときに便利！／ マイナ保険証のメリット

- ▷過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられます。
 - ▷手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されます。
 - ▷健康診査やお薬の情報をマイナポータルで閲覧することで、自身の健康管理に役立ちます。
- このほかにも、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひご活用ください！



国民健康保険に加入されている人へ

国民健康保険税を**長期間滞納**していると、
医療費を**全額負担**していただく**(特別療養費となる)**場合があります。

特別療養費とは？

医療費を一旦全額(10割)負担していただいた後、申請により保険給付分(7割または8割)の金額を支給する制度です。

特別の事情がないにもかかわらず、1年以上前の国民健康保険税を滞納していると、事前に通知を送付した上で、特別療養費の支給に変更する場合があります。

▷特別療養費の支給対象となる世帯には、個別に通知します。

※後期高齢者医療制度加入者は、対象ではありません。

後期高齢者医療制度「保険料」に関するよくある質問

質問 1：保険料は誰が払うのですか？

すべての後期高齢者医療被保険者に保険料を納付していただきます。

質問 2：保険料はいつ頃通知されますか？

当該年度(4月から翌年3月)の保険料は、年に1回、例年7月中旬頃に通知します。また、75歳の誕生日を迎えられたときは、誕生日の翌々月の中旬頃(例：7月誕生日の方は9月中旬頃)に3月までの保険料を通知します。

質問 3：保険料はいくらになりますか？

保険料額は、被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その人の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。なお、保険料率は県内均一で、2年ごとに見直されます。



質問 4：所得が低い世帯に対して、保険料が安くなる制度はありますか？

所得が低い世帯に属する人は、次の基準により均等割額が軽減されます。所得が判明している人の軽減措置は自動的に計算が行われますので、軽減措置に関する申請などは必要ありません。ただし、所得が未申告の場合などは軽減措置ができませんので、申告をお願いします。

【均等割額の軽減】 ※軽減判定は、毎年4月1日時点の世帯状況により行います。

| 同一世帯の後期高齢者医療被保険者および世帯主の総所得金額等の合算額 | 軽減割合 | 軽減後の均等割額 |
|---|------|----------|
| 43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1) 以下 | 7割 | 14,670円 |
| 43万円 + 30万5千円 × 被保険者数 + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1) 以下 | 5割 | 24,451円 |
| 43万円 + 56万円 × 被保険者数 + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1) 以下 | 2割 | 39,122円 |

質問 5：保険料を納める方法を教えてください。

原則として、特別徴収(年金天引き)になります。ただし、次の場合は、普通徴収(納付書や口座振替)になります。

- ▷年金の受給額が年額18万円未満の場合
 - ▷介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの支給額の2分の1を超える場合
 - ▷介護保険料の年金天引きが行われていない場合
- ※75歳になられた年度は一定期間(半年～1年)、普通徴収になります。

【令和7年度普通徴収の納期】

※口座振替の開始・変更の手続きが完了するまでに約1カ月かかります。口座の残高をお確かめください。

| 期別 | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 | 第9期 |
|--------------|------|-----|------|-------|------|-----|-----|-----|------|
| 納期限 口座振替日 | 7/31 | 9/1 | 9/30 | 10/31 | 12/1 | 1/5 | 2/2 | 3/2 | 3/31 |

令和7年度国民健康保険税率の改定について

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように助け合う医療保障制度です。

毎年度、三重県が県全体の医療費の見込みから各市町の納付金の額を決定し、標準保険税率を提示しています。

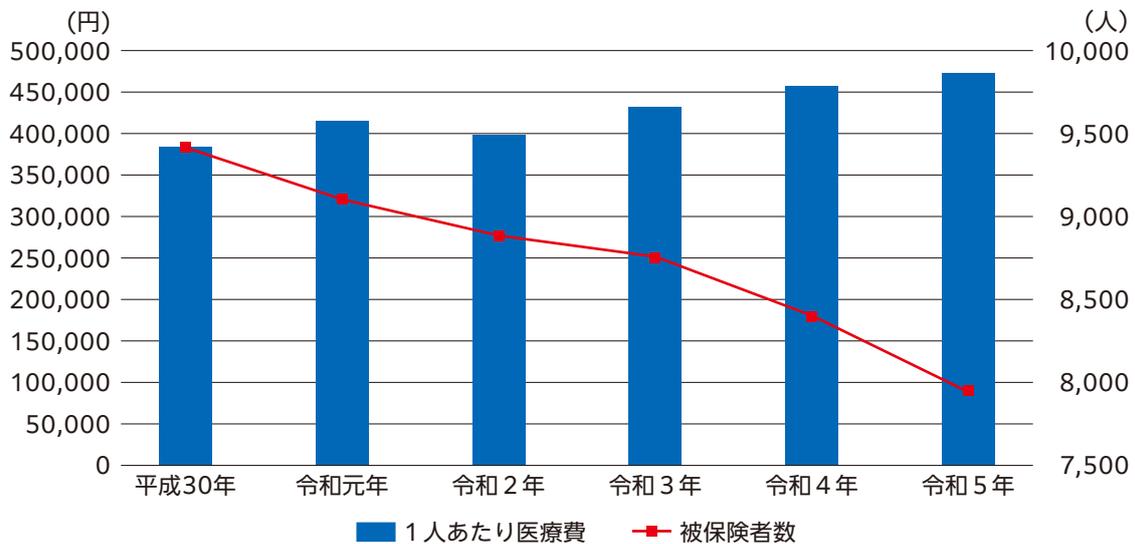
市では、標準保険税率を参考に国民健康保険税を賦課し、加入者から納付していただいた保険税の中から県に納付金を納付していますが、この仕組みによる税額上昇を抑えるための「激変緩和措置」が令和5年度をもって終了しました。さらに、令和11年度末までに、一定の幅を設けた上で標準保険税率への統一を行うこととなりました。

一方で、市の国民健康保険の加入者は年々減少しており、加入者の高齢化も進んでいます。また、1人あたりの医療費も上昇しており、財源不足が生じています。

こうした中、加入者が安心して医療を受けることができる国民健康保険制度の運営のため、令和7年度から次のとおり国民健康保険税率を改定します。

新しい税率で計算しました国民健康保険税の納税通知書は、7月中旬ごろ郵送します。

1人あたりの医療費と被保険者数の推移



令和7年度国民健康保険税率改定表

| 区分 | | 改定前 (令和6年度) | 改定後 (令和7年度) | 増減 |
|---------------------------|-------------|----------------|----------------|--------|
| 医療分 | 所得割 | 6.5% | 7.6% | 1.1% |
| | 均等割(1人あたり) | 29,400円 | 33,000円 | 3,600円 |
| | 平等割(1世帯あたり) | 21,600円 | 21,600円 | — |
| | 課税限度額 | 65万円 | 65万円 | — |
| 後期高齢者支援金分 | 所得割 | 2.2% | 2.9% | 0.7% |
| | 均等割(1人あたり) | 10,800円 | 12,000円 | 1,200円 |
| | 平等割(1世帯あたり) | 7,200円 | 8,400円 | 1,200円 |
| | 課税限度額 | 22万円 | 24万円 | 2万円 |
| 介護分 (40歳以上65歳未満 のみ) | 所得割 | 1.7% | 2.5% | 0.8% |
| | 均等割(1人あたり) | 10,200円 | 13,200円 | 3,000円 |
| | 平等割(1世帯あたり) | 4,800円 | 6,600円 | 1,800円 |
| | 課税限度額 | 17万円 | 17万円 | — |

税率改定によるモデルケース

| 世帯構成 | 改正前 保険税額 | 改正後 保険税額 | 増加額 |
|---|-------------|-------------|---------|
| 65歳以上75歳未満 1人世帯 世帯所得43万円以下 | 20,700円 | 22,400円 | 1,700円 |
| 65歳以上75歳未満 2人世帯 世帯所得200万円 | 104,100円 | 119,800円 | 15,700円 |
| 40歳未満 1人世帯 世帯所得200万円 | 205,500円 | 239,800円 | 34,300円 |
| 40歳以上65歳未満 1人世帯 世帯所得300万円以下 | 351,100円 | 428,800円 | 77,700円 |
| 40歳以上65歳未満 夫婦・子2人の4人世帯 世帯所得(給与)300万円 | 481,900円 | 577,000円 | 95,100円 |

国民健康保険税の軽減対象世帯の拡大

低所得世帯に対する保険税の軽減を図るため、世帯主や被保険者の所得の合計が一定以下の場合に、保険税の均等割額・平等割額の軽減(7割・5割・2割)を行っています。

| 軽減割合 | 世帯の合計所得金額(改正前) | 世帯の合計所得金額(改正後) |
|------|--|-----------------------|
| 7割軽減 | 43万円 + 10万円 × (給与所得者等* - 1)以下の世帯(改正なし) | |
| 5割軽減 | 43万円 + 29万5千円 × 被保険者数 | 43万円 + 30万5千円 × 被保険者数 |
| 2割軽減 | 43万円 + 54万5千円 × 被保険者数 | 43万円 + 56万円 × 被保険者数 |

※給与所得者等とは、被保険者および特定同一世帯所属者のうち、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける人です。

国民健康保険税課税限度額の見直し

税制改正により、国民健康保険税の後期高齢者支援金分の課税限度額が引き上げられます。限度額を超えた分は減額されます。

| 区分 | 令和6年度(改正前) | 令和7年度(改正後) |
|-----------|------------|------------|
| 医療給付費分 | 65万円 | 65万円 |
| 後期高齢者支援金分 | 22万円 | 24万円 |
| 介護分 | 17万円 | 17万円 |
| 課税限度額合計 | 104万円 | 106万円 |

健診を受診し、医療費の抑制に努めましょう

国民健康保険事業の財政状況は、加入者の高齢化や医療技術の進歩、生活習慣病などの慢性疾患の増加など、さまざまな理由で医療費が年々増加傾向にあり、大変厳しい状況にあります。

市が実施している特定健診やがん検診など各種健診を定期的を受診することで、自分の健康状態を把握し、万一のときにも早期発見・早期治療ができるよう疾病予防につなげていただくことで、医療費を抑えることができ、国民健康保険財政の健全化につながります。